

資源管理協定の進捗状況について

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

1 資源管理計画の終了および資源管理協定への移行

- ・現在、漁業者が自主的に行っている資源管理計画は、令和5年度末をもって終了する。
- ・現行の資源管理計画は順次、資源管理協定へ移行することとなっている。
- ・漁業収入安定対策（積み立てぶらす等）の要件は、資源管理協定への締結が必要となる。

2 本県における資源管理協定への移行状況

- ・資源管理計画は、各地区または漁協ごとに、魚種別または漁業種類別に計画が策定されていた（計79計画）。
- ・資源管理協定は漁業種類ごとに作成し、各地区（漁協）の漁業者が参画するよう整理する（14協定）。
- ・協定の内容は、現行の各地区における資源管理計画を基本とする。
- ・採貝、採藻漁業では、県の事業（持続可能な栽培漁業推進事業）によりアワビ・サザエの種苗補助を受ける地区は、その内容（自主規制）を明記し遵守する必要がある。
- ・水産庁から協定策定例の変更があり、各協定案の修正を実施。
- ・現行の資源管理計画から資源管理協定へ移行が想定される漁業者の確認。

漁業種類	資源管理協定対象魚種																		
	ま あ じ	す る め い か	ま さ ば ご ま さ ば	あ わ び 類	さ ざ え	ば い	い わ が き	ぶ り	ま だ い	ひ ら め	む し が れ い	さ わ ら	け ん さ き い か	き だ い	き じ は た	ち だ い	し い ら	め い た が れ い 類	か わ は ぎ 類
①一本釣り、曳縄釣り	○							○	○	○		○			○				
②こういかかご網																			○
③かわはぎ類かご網																		○	
④小型機船底びき網 （えびけた網）								○	○	○			○		○		○	○	
⑤定置網	○		○					○	○	○		○							
⑥刺網	○				○			○	○	○		○			○				
⑦採貝・採藻				○	○		○												○
⑧しいら漬け																	○		
⑨しらす船曳網																		○	
⑩いか釣り		○											○						
⑪たこつば																			○
⑫とびうおまき網																		○	
⑬ばいかご網						○													
⑭あかいか樽流し																		○	

3 今後の予定

- ・資源管理協定案について、資源管理協議会より各地区に照会し、内容の確認参加者の確認を行う。
- ・新規となる、こういかかご網漁業については、対象となる漁業者に参加を促す。
- ・協議が整った協定から、順次、県に提出し、認定をうける。来年1月協定発効を目標。

- ・資源管理協定は協定締結後、県のホームページで公開する（個人情報を除く）。

4 その他

- ・国は、令和5年度中の全都道府県の資源管理協定への完全移行を目指しており、毎月の進捗状況の確認報告を行っている。要望等で国へ訪問する都道府県幹部職員に対し、水産庁長官等から早期移行を促している。

〔参考〕現在の移行率：大臣許可漁業：60%、都道府県管理漁業：10%

【参考（漁業法抜粋）】

第二百二十四条 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（第七条第二項に規定する管理区分をいう。）における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の協定（以下この章において単に「協定」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類
- 二 協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法
- 三 協定の有効期間
- 四 協定に違反した場合の措置
- 五 その他農林水産省令で定める事項